

# 学校教育目標

## 学校経営方針

「いじめ問題及び生徒指導課題解決最優先」の姿勢の共通理解・共通実践

家庭・地域との連携  
(PTA, 学校評議員会, 校区  
公民館, 民生委員, 吉田支所  
吉田保健福祉センター等)

### 【いじめ対策委員会】(毎月実施)

- ・目的……いじめの未然防止と早期発見に努め、適切な指導を行う。また、学校と関係機関が連携を図った取組の工夫・充実に努める。
- ・組織構成…全職員(県費・市費を含む)、関係機関及び外部専門家

関係機関等との連携  
(スクールカウンセラー, 近  
隣小・中学校, 市教育委員  
会, 市保健福祉課等)

### 【教育活動の重点】

- 生徒指導の充実
- 人権同和教育の充実
- 道徳を中心とした「心の教育」の充実
- 特別活動の充実
- 特別支援教育の充実
- 体験活動の充実
- 郷土教育の充実
- ◎ いじめ問題啓発強調(ニコニコ)月間の取組の工夫・充実
  - ・ アンケートの実施
  - ・ いじめ防止に関するポスター及び標語の作成
  - ・ 学校便り及び学級便り等を通じた啓発
- ◎ 「心の教育の日」の設定と取組の工夫・充実
  - ・ 全学級での道徳の授業参観
- ◎ 「いじめ防止基本方針」に基づいた啓発(学校HP等を通して)

### 【子供の主体的活動】

- ◎ 児童会活動の充実
  - ・ 総務委員会を中心とした全校レクリエーション(みんなで遊ぶ日, グループエンカウンター等)の実施
  - ・ ボランティア活動
  - ・ JRC活動
  - ・ 縦割り活動による異学年交流活動の充実

### 【いじめの防止】

いじめは、どの学校・学級にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係づくりを築いたり、自他を思いやる心をはぐくんだりする。

#### 【教職員の取組】

- ・ 子供一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに努める。
- ・ 分かりやすい授業づくりに努める。
- ・ 自他を大切にする学習活動(学級活動, 学校行事等も含めて)に努める。
- ・ 道徳を中心とした「心の教育」の工夫及び充実に努める。
- ・ 情報モラル教育(インターネット, 携帯電話の利用等)の充実に努める。

#### 【児童生徒の取組】

- ・ いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。(あいさつ運動, ボランティア活動, いじめに関する標語やポスターの作成等)
- ・ 帰りの会や日記等を通して、自己の言動を振り返ったり、友達の善行を賞賛したりする。

#### 【保護者の取組】

- ・ 学級PTA等において、いじめ問題について話題にし、情報交換を行う。
- ・ 家庭教育学級におけるいじめに関する学習会や吉田地域人権問題研修会への参加等を通して、いじめに関する理解と認識を一層深める。
- ・ 父親の子育てへの参加及び協力への啓発を工夫する。(PTA活動への参加呼びかけ等)
- ・ 家庭における「心の教育」の充実に努める取組を工夫する。(月1回の親子読書の実践等)

### 【いじめの早期発見】

早期発見が早期解決につながるという認識のもと、教職員の情報交換をまめに行ったり、保護者との連携を密に図ったりする。

#### 【教職員の取組】

- ・ 子供一人一人の小さな変化やいじめの早期発見のための日常的・継続的取組を進める。【日常観察(服装, 日記, 休み時間の様子等)】
- ・ 日々の情報交換(2校時終了後), 月1回の情報交換(第2月曜日), 年1回の保護者アンケート及び教育相談, 年2回の子供アンケート等の実施等を通して、いじめの早期発見に努める。
- ・ 学校の相談窓口(教頭, 養護教諭)の設置

#### 【児童・生徒の取組】

- ・ 「みんなで遊ぶ日」や児童集会でのグループエンカウンター等を通して、仲間づくりや好ましい雰囲気づくりを行う。
- ・ 困ったときは、学級担任等に相談したり、日記で伝えたりするなど決して一人で悩まないようにする。

#### 【保護者の取組】

- ・ 日常観察(服装, 持ち物, 友達関係等)に努め、必要に応じて早めに学校に相談する。

### 【いじめに対する措置】

決して問題を軽視せず、可能な限りの早期解決を目指して、校長の指揮のもと即座にいじめ対策委員会を開催し、対応を協議する。

#### 【教職員の取組】

- ・ 市教育委員会への情報提供及び対策の確認
- ・ 速やかに関係児童に対して個別に聞き取りや指導を行ったり、被害児童の心のケアに努めたりする。(必ず複数の教職員で対応する。)
- ・ いじめ解決に向けて保護者との連携を図りながら、全校体制で対応する。
- ・ 必要に応じて関係機関との連携を図る。

#### 【児童生徒の取組】

- ・ 学級活動等で、いじめ被害者の立場に配慮した話し合い(具体的な手立て等)を行い、日頃の実践につなぐ。

#### 【保護者の取組】

- ・ 子供の話を十分聞いたり、学校と連携を図ったりしながら、協力して解決にあたる。

### 【生徒指導体制の確立】

- 職員会議
  - ・ 「いじめ防止基本方針」に基づいた全職員による生徒指導情報交換
  - ・ 「いじめ防止基本方針」に基づいた生徒指導体制の定期的な見直し(学校評価等を通して)
- 職員研修
  - ・ 生徒指導に関する研修(講師招聘等を通して)
  - ・ 人権同和教育に関する研修
  - ・ 心の教育に関する研修(道徳の授業の充実等)
  - ・ グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングに関する研修
  - ・ 各種研修会(研究公開含む)への積極的参加
  - ・ いじめ対策連携等の各種研修資料の活用

### 【相談体制の確立】

- 相談窓口の設定及び周知
- 教育相談旬間の活用
- 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- スクールカウンセラー及びスクールスキルワーカーとの連携
- 関係機関(市教育委員会青少年課, 民生委員等)との連携

# いじめが発覚した場合の組織的対応(流れ)

日常の観察(子どもの小さな変化, つぶやき, 日記等), アンケート, 教育相談, 他の子供や保護者からの情報等

情報を得た教職員

校長, 教頭, 担任, 生徒指導担当  
【正確な情報収集】

- 該当児童の隔離
- 個別の情報聴取(複数教師による聞き取り)
- 情報の整合性の確認

いじめ対策委員会  
(※臨時職員会議)

報告及び共通理解



【校長指導】

指導方針及び役割分担の決定

《鹿児島市教育委員会》  
・青少年課(Tel227-1971)

《外部関係》  
・PTA会長  
・学校評議員  
・民生委員等

加害児童及び保護者  
への対応

被害児童及び保護者  
への対応

傍観者等  
への対応

対応後の経過確認  
(該当担任, 生徒指導担当, 他職員)

解消確認

- 市教育委員会への報告
- 該当保護者への報告・確認

経過観察及び継続指導

- 定期的な該当保護者との連携
- 定期的な市教育委員会等への報告

再発・未然防止に向けた生徒指導体制の  
見直し及び改善等の共通理解と共通実践

## 重大事態発生時

- 市教育委員会青少年課への報告(校長)
- 警察署への連絡と連携(教頭)
- マスコミへの対応(窓口: 教頭)
- 保護者への説明(校長, 教頭, 生徒指導担当, 関係職員等)

## いじめ防止年間計画

	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳 ・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修 職員会議
4	○年間及び一学期の活動計画の検討	○いじめアンケート①	○いじめ問題を考える週間の取組(道徳の授業)	○集会活動	○各教科における指導計画の確認	○家庭訪問	○学校基本方針の確認 ○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
5	○実態に基づいた対応策の検討 ○第1回学校運営協議会	○学校たのしーと①					○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
6			○いじめ防止啓発強調(ニコニコ)月間	○みんなで遊ぶ日 ○ポスター・標語の作成			○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
7	○1学期学校評価	○いじめアンケート②			○保護者への啓発・アンケート実施・家庭のルール作り		○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
8							○事例研修【講師招聘】 ○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
9	○実態に基づいた対応策の検討	○いじめアンケート③	○いじめ問題を考える週間の取組【全学級における「道徳の授業」参観】	○みんなで遊ぶ日	○携帯・ネット利用実態調査 ○家庭における情報モラル		○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
10						○明るく楽しい学校作り週間 ○教育相談旬間	○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
11	○第2回学校運営協議会	○学校たのしーと②					○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
12	○2学期学校評価	○いじめアンケート④	○人権教室		○保護者への啓発(学級PTA等)		○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
1	○実態に基づいた対応策の検討 ○第3回学校運営協議会						○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
2		○いじめアンケート⑤				○教育相談週間	○生徒指導に関する情報交換(職員会議)
3	○次年度活動計画案作成			○6年生を送る会	○保護者への啓発(学級PTA等)		○生徒指導に関する情報交換(職員会議)